

議第79号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第20号の3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月8日提出

三島市長 豊岡 武士